



汚れたプラスチックは「燃やせるごみ」でお出してください

☎ごみ対策課☎内線2535

家庭から出されるプラスチックは原則としてリサイクルしていますが、水で流したり拭いても汚れが取れないプラスチック(※)はリサイクルできないため、「燃やせないごみ」として収集してきました。

市では、平成25年の可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」の稼働開始による焼却能力の向上と、町会・自治会・ごみ処理業者などの推薦者で構成する「ごみ減量等推進会議」の提言を受け、4月からは汚れたプラスチックを「燃やせるごみ」として収集します。なお、汚れていないプラスチックは、従来通り、「プラスチック類」の収集日に収集します(週1回、無料)。

(※) マヨネーズなど中身が残ったチューブ状の容器、油やソースなどが付着した弁当容器、納豆やレトルト食品のパックなど。

「汚れたプラスチック」収集方法の変更点

3月まで＝「燃やせないごみ」として月2回収集

4月以降＝「燃やせるごみ」として週2回収集

※いずれも市の指定収集袋(有料)を使用。

変更の目的

- 利便性の向上…家庭で保管する期間が短縮され、害虫や臭いの発生を抑えることができます。
- リサイクルされるプラスチックの品質の向上…分別の促進により、汚れたプラスチックの混入を防ぎます。

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

☎三鷹市臨時福祉給付金コールセンター☎44-3106(6月30日(金)までの平日午前9時～午後5時) ※電話のかけ間違いにご注意ください。

◆支給対象となる可能性のある方には、2月20日(月)から世帯主宛てに申請書を送付します

平成26年4月の消費税率引き上げによる負担の影響を緩和するため、住民税非課税の方に同給付金を支給します。今回の給付金は、消費税率を10%へ引き上げる際に導入を予定していた軽減税率の適用が2年半延期されたことを踏まえ、国の経済対策の一環として、29年4月～31年9月の2年半分を一括して支給するものです。

※平成28年度臨時福祉給付金(28年9月～29年1月受付)とは別に支給される給付金です。

◇支給対象

- 28年1月1日(基準日)時点で三鷹市に住民登録がある方で、次の全てに該当する方
- 28年度住民税(均等割)が課税されていない
- 28年度住民税(均等割)課税者に扶養されていない(控除対象配偶者、配偶者特別控除を受けている配偶者、扶養親族、事業専従者は対象外です)
- 生活保護などを受給していない

※基準日から支給決定日まで亡くなった方は対象外です。

※DV被害などで住民票を移さずに三鷹市にお住まいの方は、ご相談ください。

◇支給額 1人15,000円(1回限り)

◇申請方法

6月30日(消印有効)までに、申請書に同封の返信用封筒で必要書類を返送してください。

※支給開始は3月末以降です(口座振り込み)。

◆相談窓口を開設します

☎2月20日～6月30日の平日午前9時～午後5時

☎市役所第二庁舎4階

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

マイナンバーカードがあれば!

三鷹市に本籍がある方は
全国のコンビニエンスストアで
戸籍関係証明書が
取得できるようになりました



マイナンバー広報キャラクター「マイナちゃん」

☎市民課☎内線2334

これまで、三鷹市に本籍がある市外在住の方が戸籍関係証明書(戸籍謄(抄)本・附票)を取得するには、三鷹市へお越しいただくか郵送での請求が必要でしたが、2月2日から、下記手続きを済ませたマイナンバーカードの利用で、多機能端末機(マルチコピー機)のある全国のコンビニエンスストアで三鷹市の戸籍関係証明書を取得できるようになりました。

※取得できる戸籍は、平成17年11月5日以降の情報が記載された戸籍のみです。

◆利用時間 午前6時30分～午後11時(年末年始を除く)

◆手続き方法

マイナンバーカードを用意のうえ、コンビニエンスストアの多機能端末機または戸籍証明書の利用登録申請サイト [HP](https://ks.lg-waps.jp/ksgu/#/) <https://ks.lg-waps.jp/ksgu/#/> で利用登録申請を行ってください。くわしくは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)ホームページ [HP](https://www.lg-waps.jp/01-06.html) <https://www.lg-waps.jp/01-06.html> をご覧ください。

※利用登録申請サイトからの申請には、ICカードリーダーを装備したパソコンに、申請のためのソフトウェアをダウンロードする必要があります。

◇マイナンバーカードの取得については、三鷹市マイナンバー特設窓口☎内線2375にお問い合わせください

市ホームページで実施中

「市庁舎等建て替えに向けたアンケート」にご協力ください

☎企画経営課☎内線2109

市では、建設から50年以上が経過し老朽化が進んでいる市庁舎(昭和40年築)について、建て替えに向けた調査・研究を開始しています。昨年8月には、三鷹まちづくり総合研究所(※)に学識経験者を交えた「庁舎等の建て替えに向けた基本的な枠組みに関する研究会」を設置し、これからの庁舎等に求められる機能や建て替えに向けた事業手法などの検討を行っており、3月に中間報告をまとめる予定です。

そこで、広く市民のみなさんから市庁舎等の建て替えに関するご意見やご提案を伺い、中間報告などの参考にさせていただくため、市ホームページでアンケートを実施します。7項目、所要時間5分程度で回答いただけるアンケートです。ぜひご協力ください。

(※) 総合的なまちづくりに資する調査研究を行うため、市とNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が共同設置する組織。

◆回答方法 市ホームページのトップページ左側中段「アンケート」→「市庁舎等建て替えに向けたアンケート」へ

☎2月5日(日)～12日(日)

☎18歳以上の市民

3月12日(日)から改正道路交通法が施行されます

☎警視庁運転免許本部☎03-6717-3137、市道路交通課☎内線2883

高齢運転者の交通安全対策の推進のため、加齢による認知機能の低下に着目した検査や制度の新設・見直しが行われます(①～③)。また、貨物自動車による交通死亡事故の削減と若年者の雇用促進のため、自動車の区分に準中型自動車加わり、これに対応する運転免許が新設されます(④)。

①臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の新設

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をした場合は、臨時認知機能検査を受けることとなります。また、同検査を受け、「認知機能が低下しているおそれがある」と判断された場合は、臨時高齢者講習(個別・実車指導)を受けることとなります。

②臨時適性検査制度の見直し

免許証更新時などの認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された高齢者は、違反の有無を問わず、臨時適性検査を受けるか、医師の診断書の提出が求められます。

③高齢者講習の見直し

免許証更新時の同講習について、75歳以上の方で認知機能検査で「認知機能が低下しているおそれがない」と判定された方や、70～74歳の方の講習は2時間に短縮され、そのほかの方の講習は、個別指導を含む3時間に延長されます。

④準中型自動車・免許の新設(18歳から取得可)

同免許では、車両総重量7.5t未満(最大積載量4.5t未満)の準中型自動車を運転できます(普通自動車の運転も可)。なお、改正前の普通免許・中型免許を取得している方は、改正後も同じ範囲の自動車を運転できます。

保育園などの2次募集の受付(4月1日入園)



☎子ども育成課(市役所4階45番窓口)☎内線2732

1次募集の状況などにより、2次募集の申し込みを受け付けています。各保育園の募集状況は、市ホームページまたは同課の掲示で確認できます。

☎新たに新年度入園を申し込む方、一斉受付期間中に申し込み済みで希望園を変更したい方

☎2月10日(金)午後5時までに同課へ

※1次選考で内定しなかった方は、希望園で追加募集があった場合に自動的に2次選考の対象になります(申し込み不要)。

※2次募集の内定通知は、3月6日(月)に発送します。